

## 「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」次期計画素案の概要について

### 1 計画の基本的事項

#### (1) 法令の根拠

この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項の規定に基づき策定する法定計画である。

#### (2) 計画期間

この計画では、5年間（令和3年度～7年度）の方策を示す。

| 計画の名称                              | 期間           |
|------------------------------------|--------------|
| 【当初計画】<br>「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」    | 平成18年度～22年度  |
| 「第2次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」           | 平成23年度～27年度  |
| 【現行計画】<br>「第3次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」 | 平成28年度～令和2年度 |
| 【次期計画】<br>「第4次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」 | 令和3年度～7年度    |

### 2 計画策定の背景（「令和元年度香川県民意識調査」等より）

#### (1) 配偶者からの暴力についての認識は、浸透しつつある。

|  |       |
|--|-------|
| 配偶者等からの暴力から被害者を守るために、法律（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」）があることを知っている | 62.8% |
| 配偶者等からの暴力には、なぐる、けるなど身体に対する暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力も含まれることを知っている  | 76.0% |

#### (2) 配偶者からの暴力の被害は、まだまだ潜在化している。

|   | 男性    | 女性    |
|---|-------|-------|
| 配偶者等から「身体的暴力の被害」「精神的暴力の被害」「性的暴力の被害」「経済的暴力の被害」のいずれかを一つでも受けたことが「何度もあった」 | 4.3%  | 11.2% |
| 配偶者等から受けた暴力について、「どこ（だれ）にも相談しなかった」                                     | 39.7% | 35.6% |

#### (3) 子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）での相談件数

| 年度     | 平成22年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 相談受付件数 | 431件   | 631件   | 649件   | 644件   | 788件   | 914件  |

### 3 計画の策定の視点

- ・ 配偶者からの暴力の防止、被害者支援に当たっては、厳正かつ適切な対処とともに、被害者の立場に立った切れ目のない支援が必要であること。
- ・ 施策を総合的に推進するため、関係機関、関係団体、県民の連携・協力が不可欠であること。

### 4 計画の基本目標

配偶者からの暴力のない社会の実現

## 5 施策体系（案）

| 基本方針                       | 重点目標                        | 今後の方策   |
|----------------------------|-----------------------------|---|
| 1<br>配偶者からの暴力を許さない社会づくり    | (1) 広報・啓発活動、教育の推進           | ① 県民への広報、啓発活動の充実<br>② 学校等での教育啓発<br>③ 市町による広報、啓発活動の推進  |
|                            | (2) 被害者の早期発見と通報体制の充実        | ① 医療関係者等の理解の促進<br>② 民生委員・児童委員等への働きかけ<br>③ 児童及び高齢者虐待相談窓口との連携強化   |
| 2<br>いつでも誰でも安心して相談できる体制づくり | (3) 配偶者暴力相談支援センターの充実        | ① 相談体制の強化<br>② 相談員等の資質向上と精神的ケアの充実<br>③ 市町等相談窓口への支援体制の強化   |
|                            | (4) 相談窓口の充実と関係機関の連携強化       | ① 相談体制の充実<br>② 相談員等の資質向上<br>③ 関係機関の連携強化   |
|                            | (5) 外国人、障害者、高齢者への配慮         | ① 多言語や点字等による情報提供<br>② 外国人が相談しやすい体制づくり<br>③ 障害者が相談しやすい体制づくり<br>④ 高齢者が相談しやすい体制づくり                                     |
| 3<br>安心・安全な保護を受けられる体制づくり   | (6) 被害者の緊急保護体制の充実と関係機関の連携強化 | ① 安全な避難のための関係機関の連携強化<br>② 医療機関への対応<br>③ 広域連携による保護の実施  |
|                            | (7) 一時保護所、婦人保護施設の機能の充実      | ① きめ細かな配慮の徹底<br>② 職員の資質向上と精神的ケアの充実<br>③ 関係機関との連携強化<br>④ 一時保護委託施設等の確保及び支援の充実   |
| 4<br>被害者の自立を支える体制づくり       | (8) 被害者の自立を支援する環境整備         | ① 適切な情報提供と支援<br>② 自立のための心理的ケアの充実<br>③ 住宅の確保に向けた支援<br>④ 就業への支援<br>⑤ 生活への支援<br>⑥ 保護命令制度に関する情報提供<br>⑦ 保護命令の通知を受けた場合の対応 |
|                            | (9) 同伴児童に対する支援の充実           | ① 子どもに対する心理的ケアの充実<br>② 子どもの保育、教育の保障   |
|                            | (10) 民間団体との連携強化と支援          | ① 民間団体との連携強化<br>② 民間団体への支援  |
| 5<br>被害を繰り返さない仕組みづくり       | (11) 被害者の苦情への適切な対応          | ① 各窓口における苦情処理体制の整備<br>② 同様の苦情を繰り返さないための取組み  |
|                            | (12) 加害者への適切な対応             | ① 加害者相談の体制整備<br>② 加害者の更生への取組み<br>③ 加害者への厳正な対処   |

## 6 計画の内容

### 基本方針Ⅰ 配偶者からの暴力を許さない社会づくり

#### 重点目標 1 広報・啓発活動、教育の推進

配偶者からの暴力は、重大な人権侵害であることを啓発するとともに、子どもがいる場面での暴力は、子どもにも心理的外傷を与えるものであることを啓発する。また、相談窓口や被害を受けた時に受けられる支援について周知に努める。加えて、配偶者からの暴力の予防に資するよう、若年層を対象とした教育・啓発に取り組む。

#### 重点目標 2 被害者の早期発見と通報体制の充実

医療・福祉・教育関係者は被害者を発見しやすい立場にあることから、関係者向けマニュアルを提供するなど、被害者が早期に発見されやすい環境づくりに努めるとともに、関係機関との連携強化を図る。

### 基本方針Ⅱ いつでもだれでも安心して相談できる体制づくり

#### 重点目標 3 配偶者暴力相談支援センターの充実

被害者支援対策の中核として、相談体制の強化を図るとともに、各種研修会への参加を通して相談員等の資質向上に努める。また、市町等相談窓口の支援を行うなど、市町等支援体制を強化する。

#### 重点目標 4 相談窓口の充実と関係機関の連携強化

市町に対し配偶者暴力相談支援センターの設置を促すとともに、市町相談員等の資質向上を促進する。また、幅広い分野にわたる関係機関と認識の共有や情報の交換などを行い、連携強化を図る。

#### 重点目標 5 外国人、障害者、高齢者への配慮

被害者の国籍、在留資格の有無、障害の有無などを問わず人権に配慮した支援を行うため、外国人や障害者、高齢者が相談しやすい体制を整備するとともに、関係機関と連携して相談窓口等の情報提供に努める。

### 基本方針Ⅲ 安心・安全な保護を受けられる体制づくり

#### 重点目標 6 被害者の緊急保護体制の充実と関係機関の連携強化

配偶者暴力相談支援センター、警察、市町等関係機関が連携し、被害者が安全に避難できるよう関係機関の連携強化を図るとともに、県域を越えた一時保護、施設入所などが円滑に行われるよう広域的な連携を図る。

#### 重点目標 7 一時保護所、婦人保護施設の機能の充実

婦人相談所一時保護所において、被害者等の心身の安定及び被害からの回復を図るため、関係機関との連携を強化するとともに、個々の特性に応じた柔軟できめ細かな配慮を徹底する。また、民間シェルターを含めた一時保護委託施設等の確保及び支援の充実に努める。

### 基本方針Ⅳ 被害者の自立を支える支援づくり

#### 重点目標 8 被害者の自立を支援する環境整備

被害者の自立に向け、住宅確保や就業支援、生活支援など情報提供を行うとともに、心のケアが必要な被害者に対してカウンセリングを実施するなど、関係機関が連携して心理的ケアの充実に努める。また、保護命令制度に関する情報提供を行うとともに、被害者の安全確保に配慮し適切に対応する。

## 重点目標 9 同伴児童に対する支援の充実

配偶者に対する暴力を目撃することは、子どもの心に深刻な影響を与えることから、同伴児童の心理的ケアを行うとともに、入所児童に対し、児童相談所と連携し学習支援に努めるなど、同伴児童に対する支援の充実に努める。また、必要に応じて関係機関に情報提供を行い、施設等を退所後も継続的支援を図る。

## 重点目標 10 民間団体との連携強化と支援

被害者の多様なニーズに対応しきめ細かな支援を行うため、民間シェルターなど民間団体との連携を深め地域における支援の充実に努める。また、民間シェルターをはじめとする民間団体に積極的な情報提供を行うほか、意見交換などを通して連携強化を図る。さらに、民間団体の職員等に対する研修や助言などを行う。

## 基本方針 V 被害を繰り返さない仕組みづくり

### 重点目標 11 被害者の苦情への適切な対応

苦情に対して適切かつ迅速に対応するとともに、苦情処理にあたっては人権・心情への配慮、信頼性・適正性等の確保に努める。また、市町における苦情処理体制の整備を促進する。さらに、同様の苦情を繰り返さないよう研修や職務改善に努める。

### 重点目標 12 加害者への適切な対応

加害者の更正は配偶者からの暴力の防止に向けて重要であるため、加害者の更正のための指導方法など、国の調査研究の動向を把握するとともに、情報収集を行い関係機関へ情報提供する。